

(自治会名)

防犯カメラ管理運用規定

当自治会が設置する防犯カメラについて、次のとおり管理運用規定を制定する。

設置場所 浜松市

管理責任者 _____ 連絡先 _____

- 1 画像データの保存期間は、_____週間とし、保存期間を経過したデータは、迅速かつ確実に消去する。
- 2 画像データを記録した記録媒体の保管場所は、管理責任者が指定する場所とし、当該記録媒体は管理権限者の許可なく持ち出してはならない。
- 3 画像データを記録した記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行う。
- 4 当該防犯カメラにより知り得た個人情報、みだりに外部に漏らしてはならない。
- 5 管理責任者は、撮影範囲に住宅が入らないように設置しなければならない。周辺環境の変化によって必要がある場合は、「浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第19条」による設置場所の変更又は撮影範囲の変更手続きをする。
- 6 管理責任者又は設置場所の自治会長は、当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、必要な措置を講じなければならない。
- 7 管理責任者は、当該運用規定について、設置場所の自治会において周知しなければならない。
- 8 上記のほか、静岡県策定「プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき適切な運用を行う。

令和 年 月 日 自治会名 _____

自治会長名 _____